

に、新構想による博物館等の設置について検討を進める。

また、県文化センター施設・設備を計画的に整備し、各館の機能や事業の充実を促進する。

### (3) 文化の伝承の充実

文化の伝承は、整備された保護体制のもとで、文化的遺産であり国民的財産でもある文化財の保存と活用を推進することによって充実されるが、そのいずれも十分とはいえない。

従って、今後、県・市町村の文化財保護行政組織の拡充、文化財パトロールの充実、埋蔵文化財発掘技術者の養成等、文化財保護体制を充実する。文化財基礎調査・指定調査等を計画的に進め、国・県・市町村の文化財指定を推進する。文化財の保存助成、埋蔵文化財発掘調査推進のための埋蔵文化財調査センター設立等、保存の充実に努めるとともに、愛護モデル地区の指定拡大、文化財愛護思想の啓蒙と普及のための刊行物の発行、無形の民俗文化財の記録保存や公開等、文化財の活用を促進する。

また、福島県文化史の編さんについては、福島県史文化編等を踏まえ検討を進める。

## 5. 教育行政財政

社会の急速な進展と県民意識の変化は、教育行政に対し新たな需要を生みだすとともに、質的な充実を求めてますます高度化、多様化の傾向を示してきている。

このような情勢のもとにあって、教育行政の適正な運営を確保するには、現行の県教育庁組織、市町村教育委員会事務局組織で必ずしも十分であるとはいえない。

従って、今後、行政需要の多様化と教育事務の量的拡大に対処できるよう行政組織の整備充実に努める。

また、教育に対する県民の要望の高まりに対応し、教育財政規模の漸進的な拡大が期待されるので、関係部局並びに市町村と緊密な連携を図るとともに、国庫負担、補助基準の適正化等の積極的な施策を国に要望するなどにより、これに対処する。

更に、福祉社会のすう勢を踏まえ、教職員の福利厚生についても充実強化に努める。